入　　札　　公　　告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和３年５月１２日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長　　牛島　洋　（公印省略）

１．調達内容

（１）調達件名及び数量　　「日本海ベニズワイ資源生態調査」に係る用船　一式

（２）調達仕様　　入札説明書による。

（３）履行期間　　自）令和３年８月２０日
至）令和３年８月３１日

（４）履行場所　　入札説明書による。

（５）入札方法　　入札金額は、用船料１ケ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その者約に応じる業契書

２．競争参加資格

（１）国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成１３年４月１日付け１３水研第６５号）第１２条第１項及び第１３条の規定に該当しない者であること。

（２）平成３１・３２・３３年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」、「賃貸借」又は「その他」のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ」の業種に格付けされた者であること。ただし、地方公共団体を除く。

（３）国立研究開発法人水産研究・教育機構の指名停止措置要領に基づき、国の機関の同様の指名停止措置を受けている場合は、契約期間中でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

３．入札説明書等の交付方法

入札説明書等（入札説明書、委任状様式、入札書様式、契約書案）により入札説明書等を受け取ること。

①直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦２－１２－４
国立研究開発法人水産研究・教育機構
経営企画部船舶管理課
電話０４５－７７７－８８８１
②郵送
郵封札書に記載の「入札説明書等交付申請書」と明記し、交付日の５日前までに到着すること。
③電子メール
任意様式の「入札説明書等交付申請書」を送付し、交付日の２日前までに到着すること。

４．入札説明会の日時及び場所等

日時：令和３年５月１７日（月）１６時
場所：上記３①の場所
説明：当日は、説明書等の交付を受けた者に限り、説明会に参加できる。
質疑：①ファクシミリ、メール、郵送のいずれかの方法で、令和３年５月１７日（月）１６時までに到着すること。
②質疑は、当日の説明会の場で口頭でも受け付ける。
③質疑に対する回答は、令和３年５月２６日（月）１６時までに、入札説明書等を交付した者全員に対して、ファクシミリ、メール、郵送のいずれかの方法で回答する。

５．提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を、下記６．に定める受領期限までに提出場所に正１部を提出すること。

６．入札の日時及び場所等

（１）入札書及び提案書の受領期限及び提出場所

令和３年６月２１日　１７時
３．①に同じ

（２）開札の日時及び場所

令和３年７月１日　１４時
神奈川県横浜市金沢区福浦２－１２－４
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所　ビデオライブラリー室
開札後、価格評価点の計算及び技術評価点との合計作業があるため落札者の決定までに時間を要することがある。また、下記７．で不合格となった者の入札書は開札しない。

７．提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち基礎項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

８．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

（２）入札保証金及び契約保証金

免　除。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）契約書作成の要否

要。

（５）落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を落札者とする。ただし、当該価格が予定価格を超えるときは、当該者と契約を締結することが適当であると認められるときに限り、当該者と契約を締結する。なお、予定価格の範囲内で提示した者が複数あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（６）競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は提出した資格審査結果通知書写し、審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し、

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

１０．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。
公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか１箇所に１回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

１．調　　査　　名　　日本海ベニズワイ資源生態調査

２．調査目的・概要

我が国周辺水域における水産資源の回復と持続的利用を図るために必要な科学的基礎となる主要魚種の資源評価の的確な実施に資する資源評価調査の一環として、日本海の主漁場におけるベニズワイの分布、生態に関する基礎的知見を得ることを目的とする。

３．調　査　内　容

①桁網曳きによるサンプル採集　（調査点　40 点）

・水深 800～2000m を対象とし、予定定点付近を魚探により海底状況を観察し、曳網に適したポイントを確認した上で、桁網を用いて、着底後の船速約 2 ノット 15 分曳き（但し、障害物等が認められた場合は適宜短縮）で桁網によるサンプル採集を行う。また、投網中の網水深を船上でモニターするために、桁網にネットレコーダー発信器を装着する。トロールウィンチへの桁網の着脱及び操作等、桁網へのネットレコーダー発信器の装着は乗組員が行う。

・本調査で使用する桁網（幅 8.2m、高さ 1.0m、奥行 2.0m、網全長 30.7m、重量 1150kg）ならびにネットレコーダー発信器（古野電気製　CN-2220）は当機構が用意する。

②メモリー式水温深度計による観測　（調査点　40 点）

・メモリー式水温深度計を①の桁網に装着し、水温と深度を観測する。機器取付は乗組員が行い、取付前の初期設定ならびに取得したデータの磁気媒体への収録は調査員が行う。

・本調査で使用するメモリー式水温深度計（JFE アドバンテック製 COMPACT-TD 深海レンジ）は当機構が用意する。

４．調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で本船に整備されていること。）

①魚群探知機　１台

・上記３．①調査用

②トロールウィンチ　１台

・上記３．①調査用

③ネット巻き上げ機　１台

・上記３．①調査用

④ネットレコーダー受波器　１式

・上記３．①調査用（当機構が用意するネットレコーダー発信器を受信可能であること。）

⑤冷凍設備　約 16 ㎥

・調査サンプルを保存するため、冷凍温度－25℃以下の温度設定可能及び上記体積を確保した冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

５．総　ト　ン　数　　６００トン以下

６．乗船調査員数（同時期に乗船する最大調査員数）　　６名

７．用　船　期　間　　令和３年８月２０日～令和３年８月３１日

８．運　航　予　定　　３．８．２０　　用船開始、調査機材等搬入、香住港（用船開始港）出港
３．８．２５　　香住港（寄港地港）入出港
３．８．３０　　新潟港（用船解除港）入港
３．８．３１　　調査機材等搬出、用船解除

９．調　査　海　域　　日本海

10．調査海域図

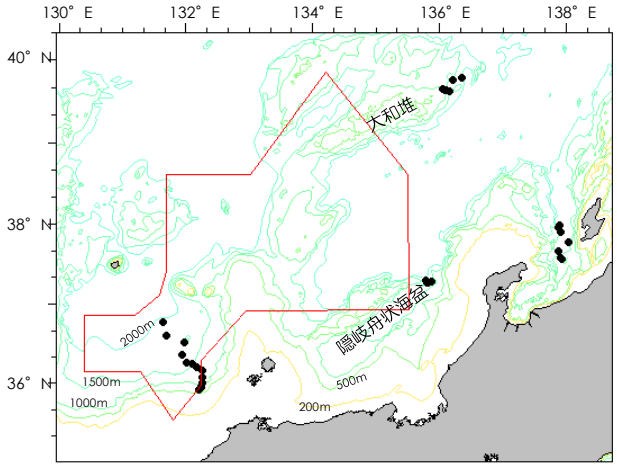

※調査予定点を黒丸で示す。海況や漁具の敷設状況により多少変更あり。

11．担当研究所　　水産資源研究所

12．そ　の　他

①詳細については担当職員の指示に従うこと。

②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。

③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。

④用船開始港、寄港地港及び用船解除港については調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、変更することができるものとする。